

# 国及び東京都における文化に関する法令・計画等

## 1. 国の政策動向

### 関連する法律

#### ■文化芸術振興基本法(平成13年)

- 自治体の責務を「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、**自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する**」と規定
- 振興の対象となる「文化芸術」の定義
  - ▶芸術…文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
  - ▶メディア芸術…映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術
  - ▶伝統芸能…雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
  - ▶芸能…講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他
  - ▶生活文化…茶道、華道、書道等
  - ▶国民娯楽…囲碁、将棋等
  - ▶出版物およびレコード
  - ▶文化財…有形及び無形の文化財並びにその保存技術
  - ▶地域における文化芸術…地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

#### ■文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案

- ※国会にて同法の改定法案が提出されており、名称を「文化芸術基本法」と改めるほか、文化芸術に関する施策と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策と連携させる配慮を求めることが趣旨に追記されます。
- ※改定法案では、自治体にも「地方文化芸術推進基本計画」の策定に努めるよう記載されています。
- ※そのほか、日本食のユネスコ無形文化遺産の登録を受けて、振興の対象となる「文化芸術」の生活文化として「日本食」を含めることが提案されています。

#### ■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成25年)

- 劇場、音楽堂、文化会館、文化ホールに関する基本法(博物館法、図書館法は1950年前後に施行されたが、劇場・ホールは根拠法がなかった)
- 劇場、音楽堂等の主な事業事業
  - ①実演芸術の公演の企画・実施
  - ②実演芸術の公演、発表の利用への貸出
  - ③実演芸術の普及啓発
  - ④関係機関と連携した事業の実施
  - ⑤国際交流
  - ⑥調査研究
  - ⑦人材育成
  - ⑧地域社会形成のための取組

#### ■文化芸術立国中期プラン(平成26年3月)

「文化力」という言葉が使われており、文化そのものの振興にくわえて、文化を活用する考え方がみられる

- 東京オリンピック・パラリンピックを見据え、2020年に「世界に尊敬され愛される文化の国」を目指す
- 具体的な施策は次の通り
  - ①人をつくる
    - 文化芸術による「創造力・創造力」豊かな子どもの育成
    - 芸術教育者、専門人材の育成
    - 高度な芸術家の育成、伝統芸能等の後継者・伝承者の養成
  - ②地域を元気にする
    - 文化財保存修理の抜本的強化
    - 地域の文化資源を生かしたまちづくり
    - 創造都市ネットワークからの発信
  - ③世界の文化交流のハブになる
    - 日本の伝統的な工芸、芸能や生活文化の海外発信
    - 海外での日本文化の総合的な紹介イベントの開催
    - 国内芸術フェスティバルや国際会議の開催

#### ■文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)

(平成27年5月)

地方創生、東京オリンピック・パラリンピック、東日本大震災などを踏まえ、第3次方針から更新されている

- 文化芸術振興基本法にて規定される国が策定すべき「文化芸術の振興に関する基本的な方針」
- 中期プランを踏まえ、「文化芸術立国」の姿が示されている
  - ・あらゆる人々が創作活動への参加、鑑賞体験ができる
  - ・文化プログラムの全国展開
  - ・復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
  - ・文化芸術関係の新たな雇用や産業が創出される
- 5つの重点施策
  - ①文化芸術活動に対する効果的な支援
  - ②文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
  - ③文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
  - ④国内外の文化的多様性や相互理解の促進
  - ⑤文化芸術振興のための体制の整備

## 2. 東京都の政策動向

#### ■東京都文化ビジョン(平成27年)

- 「東京都の芸術文化振興における基本指針」「東京オリンピック・パラリンピックに向け文化プログラムの先導的役割」「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」としての性格を持つ
- ビジョンの理念として「東京独自の芸術文化が持つ多様性を発信する」「東京の更なる成長の柱として芸術文化を位置づける」などが掲げられている
- 8つの文化戦略
  - ①伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信
  - ②多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化
  - ③あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築
  - ④新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供
  - ⑤都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める
  - ⑥教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用
  - ⑦先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出
  - ⑧東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現

#### ■都民ファーストでつくる「新しい東京」(平成29年3月)

- 2020年までに実行する具体的な施策をまとめたプラン
- 「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つの柱から構成されている
- 芸術文化の振興は「スマートシティ～世界に開かれた環境先進都市、国際金融・経済都市・東京～」に位置づけられている
- 具体的な政策目標
  - ・文化プログラムの展開
  - ・芸術文化拠点の魅力向上
  - ・都立文化施設の多言語対応・開館時間延長
  - ・文化施設の広域共通パスの導入
  - ・アール・ブリュットの普及推進

#### ■ホール・劇場等施設のあり方(平成29年3月)

- 都内の劇場・ホールの改修が相次ぎ、公演会場が不足するという観測があるなか、今後の文化施設のあり方や必要な取り組みをまとめた
- 4つの取組、方向性
  - ・既存施設の更なる有効活用
  - ・都民等の芸術文化へのアクセシビリティ強化(バリアフリー含む)
  - ・実演芸術に対するインバウンド需要への対応
  - ・中長期的な課題への対応(施設・人材・マネジメント等)